こどもトークルーム設置要項

（目的）

第１条 小学生の意見を埼玉県（以下「県」という。）広報紙「こども版 彩の国だより」の特集テーマの内容や構成等に反映することを目的として、メタバース空間「バーチャル埼玉」を活用したこどもトークルーム（以下「トークルーム」という。）を設置する。

（活動内容）

第２条 トークルームのメンバー（以下「メンバー」という。）は、トークルームに参加し、県広報紙「こども版 彩の国だより」の特集テーマの内容や構成等について双方向に話し合うこととする。

（トークルームの参加要件）

第３条 トークルームのメンバーは、次の条件をすべて満たす者とする。

ア　小学１～６年生

イ　県内在住又は県内小学校に在籍している

ウ　一般的なルールや約束を守れる

エ　参加に必要な氏名・住所・電話番号等の個人情報を県に提供できる

オ　本事業の連絡（電子メール等）及び当日の進行・話し合いは日本語で行うため、日本語でのやり取りができる（必要に応じて保護者がサポートいただくことは可能です）

カ　パソコンやスマートフォンなどでインターネットに接続できる

キ　「バーチャル埼玉」へ接続できる
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0104/virtual.html

ク　活動内容（活動中の写真や動画等を含む）が、埼玉県広報紙「彩の国だより」、埼玉県広報紙「こども版 彩の国だより」、県政広報テレビ番組「いまドキッ！埼玉」、埼玉県公式ホームページや公式 SNS などの埼玉県の広報媒体、また、埼玉県の作成する資料や報告書などに掲載されることに、同意いただける

ケ　小学生本人及び保護者が別添の同意書の内容にすべて同意いただける

（決定）

第４条 トークルームのメンバーへの任命は、県が第３条の要件を満たすことを確認した上で行うものとする。

（トークルームのメンバーの禁止事項）
第５条 トークルームのメンバーは、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとする。
(1) 法律、条例その他の法令に違反する行為
(2) 公序良俗に反する行為
(3) 他のトークルームのメンバー、県又は第三者の著作権を侵害する行為
(4) 他のトークルームのメンバー、県又は第三者を誹謗、中傷する行為
(5) 他のトークルームのメンバー、県又は第三者に不利益を与える行為
(6) 選挙運動、もしくはこれに類似する行為又は公職選挙法などの法令に違反する行為
(7) 本制度の運営を妨害する行為
(8) 虚偽の登録申請又は虚偽回答を行うこと
(9) その他、県が不適当と判断する行為

（決定の取り消し）
第６条 トークルームのメンバーが、次の各号のいずれかに該当するときは、県はトークルームのメンバーの決定を取り消すものとする。
(1) 第５条の禁止事項に定める行為を行ったとき
(2) 第３条の参加要件を満たさなくなったとき
(3) メンバーから決定取り消しの申し出があったとき
(4) 県からの電子メールが１週間以上不達又は県からのメールに対して１週間以上応答がない状態にあるとき

（結果等の公表）
第７条 県は、第２条により実施した話し合いの結果等を関係部局にフィードバックする。また、話し合いの内容については県公式ホームページに公表するものとする。

（費用負担）
第８条 トークルームのメンバーが活動で利用する機器に関する経費やインターネットへの接続に要する通信費、旅費等は、すべて当該トークルームのメンバーが負担するものとする。

（個人情報）

第９条 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年埼玉県条例第 50 号）に基づいて厳格に行うものとする。

（その他）
第 10 条 この要項に定めるもののほか、トークルームの制度に関し、必要な事項は、広報課長が別に定める。

附則
１ この要項は、令和８年７月１日から施行する。